市政電話サービス
市へのご意見・ご要望は休日など執務時間外でしたら ➡ 意見・要望承り電話 ㉛4444
声の「広報あしや」 ㉛4894 ← 市政ニュースを24時間中お聞きいただけます

広報あしや

昭和47年 4月20日 第270号
発行所 芦屋市精道町7－6 芦屋市役所 発行人 芦屋市長 編集 公聴広報課 印刷所 オール出版印刷 毎月2回5日20日発行 全世帯配布 昭和29年1月25日第3種郵便物認可（定価2円）

芦屋市の人口と面積
―3月1日推計人口―

人口総数	72,941	世帯数	21,487
男	34,994	面積	16.07㎢
女	37,947		

広報20日号の創刊

芦屋市長 渡辺万太郎

広報あしやは今まで毎月一回みなさんのお手もとにお届けしてきましたが、今月からは五日と二十日の二回発行し、みなさんと市を結ぶパイプをさらに充実することになりました。今ご覧いただいている本号は、二十日号としては「創刊号」となります。

このように広報あしやのいっそうの充実のうえに立って今わたくしたちが担っている課題、将来担わなければならない課題の解決に向ってみなさんとともに創意と工夫を重ねながら手をたずさえて、二十一世紀へ先駆ける新芦屋の建設に邁進してまいる所存です。

なお、広報あしやの配布につきましては、これまでと同様、芦屋市広報委員会がその事業の一つとしてお取り上げくださり、委員各位の奉仕によってご家庭へお届けいただくことになりました。紙上を通じてではございますが、この機会に厚くお礼申しあげます。

人の世に熱あれ！ 人間に光あれ！

日本最初の〝人権宣言〟といわれるこの有名なことば（水平社創立宣言の一節）は、いまなお〝しあわせに生きたい〟と願うわたくしたちの行く手に強い光をなげかけます。なぜなら、明治維新から百余年、米騒動から五十余年を経過し、二十一世紀へ二十数年という今日なお、憲法によって保障されているはずの「自由と平等に生きる人間の諸権利」がうばわれ、毎日を差別と屈辱の中で悲惨なくらしに生きなければならない〝市民〟が、現実にたくさんいるからです。

わたくしたちは人間である限り〝人間みな兄弟〟であり、一日も早くこうした不幸な現実をなくさなければなりません。それがなされないうちは、みんながしあわせに暮らせる〝ほんものの民主主義〟も実現するはずがありません。そのためには、わたくしたち七万市民がどのようにしなければならないか…それをみんなで学び、考え、実践する手がかりとして、市は昨年度「同和問題をみんなのものに」と題する特集紙を二号発行してきました。

その中でもご説明しましたように、昭和四十年八月、内閣総理大臣の諮問機関である「同和対策審議会」の答申が出され、現代日本のあらゆる差別と不幸を集中的に背負わされている「部落問題」について、「この問題の早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題」であるとして、一日も早く国をあげての解放行政を積極的に促進し、恥ずべき差別の歴史に終止符をうたねばならないことが明示されました。そして〝部落の完全解放〟を抜きにしては全国民のしあわせと、日本の正しい発展はありえないという国の方針が明らかにされたのです。

本市もその精神にのっとり、本年度市政の重点施策として「同和対策」を積極的に実施するいっぽう、差別の現実をきびしく見つめ、市民みんなのしあわせな未来を切り開いていくための「同和教育」を全市民のものにする活動を強く推進しています。同和教育はすべての差別をなくし、許さず、しあわせへの願いを実現するすじ道を明きらかにしていく教育であり、国民教育の根幹となるものです。

同和問題をみんなのものに 特集第3回

学校、社会、家庭における教育の根幹「同和教育」

今日、すべての子ども、国民は等しく教育を受ける権利をもっています。しかし、現実にひとりひとりの子どもを見ていますと、そこに子どもをとりまいているきびしさがあり、子どもたちのおかれている条件をもっと考えて行く必要が感じられます。

▽長期欠席をしなければならない子どもは、はじめから学ぶ権利をうばわれてしまっているのです。勉強する機会のない子どもの将来の生活は決して明るいものではありません。また、学校に行けなくても疑問をもたず放置されている子ども▽なんのために学校へ来ているのかわからないといって学習から逃げ腰の子ども▽わからないことがわからない子ども▽競争とエゴイズムにかりたてられてあえぐ子ども▽学習の意欲すら出せないでゆがめられた子ども▽教室の仲間から疎外された子ども▽ことごとく逆らう子ども▽なやみが語り合えない子ども…この子どもたちはどんなに苦しい悲しい思いをしていることでしょう。

この子どもたちに学ぶ目的を自覚させ、親愛と信頼の情をもって指導し、仲間とともに学ぶ喜びを感じさせないで放置しておくならば、〝切り捨てご免〟の教育になってしまうといわなければならないでしょう。

そして、そこでの最大の被害者はいつも〝底辺の子ども〟であることです。テスト主義と成績中心の教育が行なわれていくことで、出しぬきや蹴落しの競走と差別の意識がごくあたりまえのように育てられ、さらに進学競争のゆがみの中でおたがいに同じ子どもとしてともにはげまし合い、あたたかい友情と連帯をつくり出していくことをせき止めているような教育のしくみや内容の中からは、子どもたちのしあわせな未来を保障し、差別のない明るい社会を切り開く原動力は育つはずがありません。

ある中学校で卒業前の三年生の教室に欠席者が多く、調べてみますと就職が決定した生徒たちであることがわかり、その多くは貧困家庭の生徒たちで、卒業まで教育を受ける権利が侵されているという事実が明らかにされました。

進学を希望し能力もあるのに、貧しいためにそれがかなえられない子どもたちが数多くいる―これこそ部落民や貧困家庭の子どもを切り捨て、おきざりにしている差別教育といわなければなりません。「能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利がある」という憲法第二十六条の中味は、ここでもからっぽになっています。

さらに、進学しても部落出身であったり、母子家庭や貧困家庭、身体障害の子どもであったりするために、いちばんかんじんな就職のときに差別を受けて、条件のよいところへはいれない子どもたちがいるという大問題があります。

世に、子どものしあわせを願わない親はありません。だからこそ教育をたいせつにし、教育の力によって、しっかりした健康な人間に育ってほしいと思うのです。

そういう願いにこたえるのが民主教育、国民教育ですから、学校ではひとりの子どももとりこぼすことなく、伸びる力をどこまでも伸ばしていかなければなりません。貧しい子どもや、遅れた子どもを切り捨てるようなことは断じて許されず、就職や進学をきちんと保障していく教育でなくてはなりません。これは、家庭教育、社会教育についてもいえることです。現代の差別教育に背を向け、社会や日本の未来に向かって目を開こうとせず、我がことだけ、我が家庭だけのことしか考えられない親や市民では、とても新しい時代の子どもの教育はできませんし、子どもの未来をほんとうにしあわせなものにしてやることはできないと思います。

「わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう」（芦屋市民憲章）に照らして、青少年から生きる望みと未来の夢をうばっている今日の〝教育のひずみ〟を一日も早くなおさなければなりません。

我が子を愛し、すべての市民を愛し、国を愛するからこそだまっていてはならないのです。

学校教育における同和教育

学校教育における同和教育というのは「…いうまでもなく同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法で保障されている基本的人権にかかわる課題である」と明示している同和対策審議会答申の精神をふまえて、すべての学校で取り組む教育です。

具体的には、人間尊重の精神と合理的科学的精神を二本の柱として、〝差別を許さない〟意欲と実践力をもった人間の育成をめざし、学校の全領域（教科、道徳、特別活動）で、組織的、計画的に行なわれる教育です。そして、この精神をもとにして、基本的人権を尊重する、合理的科学的精神を貫く、連帯意識を深める、正義感に徹する、などの基本理念を子どもの発達段階に即して培い、義務教育終了までには、部落差別に対する正しい認識を確立させることを目標に、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の各校園においては地域の実情に即し、同一方針のもとに実践計画を立てて行なわなければなりません。

この教育では―

①ひとりひとりの子どもをたいせつにしなければなりませんが、そのひとりひとりの子どもの中に進学、就職、結婚の差別にからむ壁によって、その人生航路を阻まれる子どもがいることを認識して取り組まねばなりません。

②日々の教育実践をとおして、すべての子どもがもつ可能性を最大限に伸ばし、就学奨励、進路保障に努めなければなりません。

③差別を科学的、実証的にとらえ、これに対する見かた、考えかた、感じかたを育てなければなりません。

この教育を進める場には、次のようなものがあります。

【公民館などの活動をとおして】

①同和問題講座の開設

②同和教育の地域別懇談会

③成人講座、婦人学級、青年学級、家庭教育学級、各種婦人グループなど

人権の尊重、合理的科学的精神のかん養と、社会連帯意識を深める教育活動を推進することです。

【社会教育関係団体の活動をとおして】子ども会や子どもクラブなどの少年団体、婦人会、PTA、母の会、各種社会教育団体の指導者に対し同和問題、同和教育への認識を高めるとともに、他の会員や団体構成員を指導できるよう、その内容と指導技術を修得するための研修会を開催して、団体活動の中に同和教育を位置づけることです。

【市同和教育協議会をとおして】学校園、社会教育関係団体、労働組合、各種団体を網らして組織する市同和教育協議会は、同和教育を推進、拡充、充実するための共通の広場であり、市全体の共通の目標を追求している団体です。

【同和地区における教育活動をとおして】①講座や学級活動の推進…成人講座や婦人学級、学力促進学級などを開設して、家庭や地区の人間関係の改善、生活設計の学習の場を提供していくとともに、子どもの学力の保障と部落問題の本質を正しく理解していく学習活動をしていくことですが、これらは解放への意欲の裏づけがあってはじめて、地区住民の要求により行政が条件整備をして開催されるものです。

②施設の充実、利用をはかる…地区改良事業計画の中で解放会館、児童館、集会所など施設の充実をはかり、各種学習の場としての機能を高め、地区あげての学習活動の体制を確立して学習と実践活動を積極的に進めることです。

③子ども会の育成と充実をはかる…地区における子どもの集まりを自らの活動体とし、集団生活に必要な態度と技術を身につけ、不当な圧力や差別に屈せず正しい排除感をもち、部落解放に自らが立ち向かう健全な社会人として育つ子どもをつくることです。

同和教育 基本的な考えかた

同和教育（差別を許さぬ教育）の基本的な考えかたは、憲法と教育基本法、同和対策審議会答申の精神にのっとって、人間尊重の精神を基盤として個人の尊厳を重んじ、合理的、科学的精神を尊重する教育活動を推進するとともに、社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、不正や差別を許さない人間の育成をめざしていくことを基本にしなければなりません。

この教育目的を達成するためには、次のことがらを正しくふまえなければなりません。

①部落差別は半封建的な身分差別であり、心理的差別と実態的差別が相互に関連し合って差別を再生産し、温存助長して、観念としてだけでなく現実の社会に実在しています。

②このような差別を許さない教育（同和教育）は、人間尊重を中心に位置づけて拡充推進をはからなければなりません。

③同和教育の具体的展開にあたっては地域の実態に即し特別の配慮に基づいた教育の推進が必要ですが、それは同和地区に限定された教育ではなく、みんなの問題としてあらゆる教育の場をとおして行なうことが大切です。

④同和教育は学校、社会、家庭の各分野が密接に連けいし合ってあくまでも学校教育、社会教育、家庭教育が一体となって推進することが必要です。

⑤教育と運動と行政が一体となってこそ差別はなくなるでしょう。

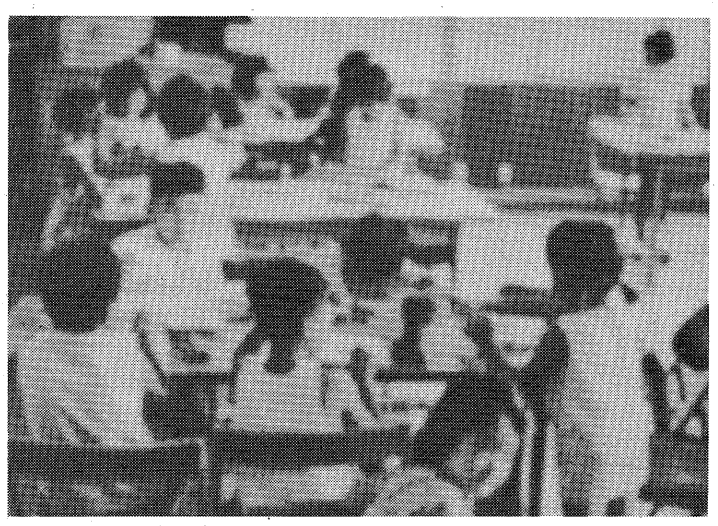

小学生の勉強会（市立地区会館で）

社会教育における同和教育

わたくしたちはあらゆる機会、あらゆる場所において、その能力に応じた教育を受ける機会が保障されなければなりません。だから社会教育は教育委員会や公民館がやってくれるという考えかたでなく、わたくしたちが「人間として生きていく権利についての認識をもち、ほんとうに生きがいのある人生、社会をつくるために自分たちの手でつくる」という基本的姿勢が必要なのです。社会教育における〝差別を許さない教育〟の基本的な考えかたとしては、人間尊重の精神を貫き、社会の中に根強く残っている部落差別をなくし、差別のない社会の形成をはかることを市民ひとりひとりが自分の問題として考え、実践することです。

●祝日には国旗を掲げよう

5月2日㈫ 午後3時～4時半 ルナ・ホール

憲法週間記念講演会

憲法第14条を中心とした、すべての国民の基本的人権尊重の理念を再確認するとともに、部落差別にスポットをあて、その問題の正しい認識を深めよう

人権問題の相談所

5月9日㈫10時～3時市分庁舎3階
相談員は人権擁護委員、神戸法務局員

他の月も第2火曜日の午後市役所で相談しています

人権擁護委員は自宅でも相談に応じます
△小島栄（伊勢町1－8）白神宛（山手町57－2）武田正信（翠ケ丘町9－5）川井千鶴子（西蔵町13－25）石田年弘（三条町180）

家庭教育における同和教育

同和問題をみんなのものに
—1面から—

家庭生活の基盤は、充実した人間関係です。人間性を回復し人間の尊重を前提とする同和教育こそ、家庭教育の土台なのです。

家庭教育とは〝三しか教育〟といわれます。つまり、親しかできない教育、家庭でしかできない教育、一定の時期でしかできない教育というわけです。

家庭で同和教育を進めるためには、まず親が正しく理解し、親自身の差別心を取り除くことであり、そのために、地域の同和研修会をはじめ各種の会合に参加して研修をしたり、本を読んで自分の考えを深めることです。また、子どもや家族と話し合いの場を積極的につくっていくことがたいせつです。他からさせられるものでなく、進んで自分から、自分の家から取り組み実践することが必要です。

次に、家庭で同和教育を進める方法を考えてみましょう。

▽子ども、夫婦、年寄り、それぞれの立場が現実にどうなっているでしょうか。お互いに尊重し合っているでしょうか。主人の権力の問題、主婦の座、年寄りの存在子どもの位置づけについて、日常生活の中でそれぞれの立場が正しく守られているかどうか、具体的な問題で話し合ってみましょう。

▽夫婦が正しい愛情で結ばれているか、お互いに人権を認め合って協力しているかを確めてみましょう。

▽家族制度の古いしきたりや考えかたと、嫁と姑の関係について望ましいありかたをつくっていきましょう。日本の家族制度のよさと欠陥、家がらや親せきづき合い嫁、姑、夫の関係などについて、それぞれの立場が正しく認識されているかどうかを話し合いましょう。

▽親と子がそれぞれの立場で尊重され、認め合い、たすけ合っていく親子関係を深めましょう。親の権威、子どもの人格、権利と責任が正しく果たされていますか。「古くさいので…」「言うことを聞かんので…」の親子関係、愛情に代えて物質で子どもを育てている教育などについて、親子で理解できるまで話し合い正常な親子関係を深めましょう。

▽正しい結婚観をもち、実践できるように高めましょう。両性の合意による二人の結婚を心から祝福してやれる親、いろいろの障害をのりこえて結婚できる子ども—戸籍や結婚調査のしきたりなどについて、正しい結婚観を身につけ実践できるための話し合いを深めましょう。

▽子どもの交遊関係を正しく指導し、見守ってやれる親であるようにつとめましょう。「自分の子も、ひとの子も、ともにしあわせに」という願いをもって、正しい交友関係を保ち、連帯性を高めるよう話し合いましょう。

▽子どもの年令や家族の人間関係の深まりに応じて、同和問題の本質を話し合い、考えかたを高めていきましょう。学校教育との連携を深めながら、年令に応じて同和問題の本質、部落差別をなくすためにどうしていくかを話し合いましょう。

憲法ではこんな権利が
人権をみんなで考えよう

差別とは、ひと口にいいますと基本的人権が、権利が侵されることです。そこで、人権について考えてみましょう。

人権というのは、人間が生まれながらにしてもっている自由と平等の権利であり、永久に侵されずしあわせに生きるための権利です。人権についての考えかたは、古い時代の生命、自由、財産の奪われることに対する抵抗の姿勢として形成され、「自由権」や「財産権」が基本として尊重されてきました。しかし、社会の発達に伴い、身分制度や貧富の差など不合理から目ざめて、人間として生きていく権利の保障から、単に自由権にとどまらず「生存権」の主張へと発展してきました。

世界人権宣言では「すべての人間は、生まれながらに自由で、尊厳と権利とについて平等である。人間は理性と良心とを授けられており、同胞の精神を持って、互いに行動しなければならない」と宣言しています。

そしてこの人権は、日本国憲法でも保障されています。わたくしたちは憲法をもう一度確認して、日本の社会を憲法に示された民主的なものにしなければなりません。

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる。（憲法第十一条）

すべての国民は、個人として尊重される。生命、自由および幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他国政の上で最大の尊重を必要とする。（憲法第十三条）

すべて国民は法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分または門地により、政治的、経済的または社会的関係において差別されない。（憲法第十四条）

さらに、この憲法では国民の権利および義務として、次のようなことがらが定められています。

▽選挙したり、選挙されたりする権利は保障され、性別、社会的身分や教育、財産または収入によって差別されません。

▽思想や良心の自由は侵されません。

▽住民として、国会や地方議会に対し、法に定められた請願をする権利があります。

▽信教の自由は保障されています。

▽集会、結社および言論、出版その他いっさいの表現の自由は保障されています。

▽通信の秘密は侵されません。

▽居住、移転および職業を選ぶことは自由です。

▽学問の自由は保障されています。

▽結婚は両性の合意により成立し、夫婦が同等の権利を有し、相互の協力により維持しなければなりません。

▽すべての国民は、文化的で最低限度の生活を営む権利が保障されています。

▽すべての国民は、能力に応じて教育を受ける権利があり、義務教育は無償とされています。

▽すべての国民は、勤労の権利と義務があります。

▽勤労者は団結、団体交渉その他団体行動をする権利があります。

▽裁判を受ける権利や、逮捕に対する保証の要件、拘留、拘禁に対する保障、刑事被告人の諸権利などがきめられています。

あなたも人権を守る実践者に

人の命ははかなく、一瞬のものです。その小さな命、はかない命をもって生きているお互いに人間は、精いっぱい、きょう一日をたいせつに生きようとしています。この命をたいせつに、しあわせに築きあげるために絶えず努力をしているお互いなのです。ある人は「人生を物質主義で生きよう」、ある人は「精神主義で生きよう」としています。そのいずれもが、人生の幸福を求め真実に生きようとする心に変わりありません。「自らの生活を真実なものにしよう。自らの生活を幸福なものにしよう」とするそのことは、取りも直さず「命をたいせつにしよう」「命を輝かしていこう」とする人間の本能でもあるわけです。

このように、命をたいせつにし命を輝かして行く教育が同和教育であり、また、同和問題を解決するための解放運動なのです。

他人を差別することによって優越を感じ、他人を排斥することによって自己満足をしていくことは、まさに差別そのものといわねばなりません。自らが尊いというごとく、他人も同様に尊ばれなければなりません。お互いに尊い生命をもつもの同志が争い、たたかい、傷つけ合うということはなげかわしいかぎりです。人は、それぞれいたわりあい、助け合い、豊かな人間愛に生きてこそ、幸福への道が開けるのです。

このような見地から、いま一度自分たちの地域社会や学校、家庭での問題点について考えてみましょう。

▽わたくしたちの周囲には、封建的な考えかたによる制度や習慣がまだ多く残されています。このような社会の矛盾や不合理を、ひとつひとつなくしていくことが人権を守る運動に発展していきます。

▽わたくしたちは、みんながしあわせに生きていける明るい社会をつくるために、ひとりひとりが何らかの行動を起こさなくてはなりません。しあわせや人権を守る運動は、特定の役員さんや一部の人がやってくれるものと甘く考えてはいけないのです。どんな小さな差別でも、それを許さない態度で、問題と取り組んでいくことをたいせつにしたいのです。そしてあなた自身が差別の問題をみんなの問題として提起し、みんなとともに勇気をもって行動を起こしていく人になることが必要です。

▽これからの、人権を守る運動を進めるすばらしい実践力のある人を、わたくしたちは「実践者」という名で呼びたいと思います。実践者は、「みんなを勇気づけ行動を起させていく」源動力となる人です。役員や幹部はもちろん実践者になってはなりませんが、ひとりひとりが実践者となることがたいせつです。ひとりひとりのしあわせをつくる人権を守る運動はこの実践者に支えられてこそ、大きい成果が可能なのです。実践者はどんな小さな差別でも、問題を正しくとらえて本質を追究していく、そして実践と結びついた活動の中で客観的、社会的に解決をはかっていくものでなくてはなりません。

▽話し合いは強制や圧力によるものではなく、あくまでも対等の立場で相手を理解しながら、問題点を明らかにして考えかたを確め合うことです。そして問題を自分のものとして考え、解決していくように方向づけていかなくてはなりません。だから、話し合いを成功させるためには、お互いが信頼できる人間関係をたいせつにしなくてはなりません。本当のことを心から話し合える仲間意識がなくては話し合いはできないのです。

▽しかし、人権を守る運動は話し合いそれ自体が目的ではありません。話し合いは問題を取り組むための学習の手段であり、方法です。話し合いの学習は、みせかけだけの行事ではないのですから、本当のことを、なまのことばで話し合い、問題の本質を追求してみんなで考えた理論をもとにし、実践することがねらいなのです。

▽イギリスに、昔から「金ではない。君みずからだ」ということばがあります。これは社会福祉のしごとにたずさわるひとびとに与えられたことばで、社会福祉のしごとは金ではなく、君自身の真心と熱意をもって取り組むべきだといったものです。人権を守る取り組みは、させられるものではなく自らの問題として取り組んでいかなくてはなりません。

▽社会に現存する差別や、何の理由もなく生きていく権利を阻害されている人たちの立場に立って、「みんながひとりのために、ひとりがみんなのために」役立つ実践者になりましょう。

市民の黒板

市税の納期

市・県民税は、6月8月、10月、1月

固定資産税・都市計画税は、4月、7月、12月、2月の各月末、軽自動車税は全期分5月1日が納期限です。

国の児童手当

①日本国民であること、②国内に住所があること、③昭和42年1月2日以後に生まれた児童を含む3人以上の18掌未満の児童を養育していること④所得が一定基準に満たないことの要件に該当されるかたは社会課ですぐ手続きをしてください。手当は認定の請求をした日の属する月の翌月から支給が始まります。なお、国家公務員、地方公務員、公共企業体職員の場合はそれぞれの職域で扱います。

大型ごみ無料収集

持ち出し時間はいずれも午前8時から同11時30分まで（時間厳守、雨天決行）です。決められたステーション（ペール缶の収集場所）へ、たんすや畳など燃えるものと、冷蔵庫のような電化製品など燃えないものとを区別して出してください。▶4月23日、六麓荘、岩園、東山、朝日ケ丘、翠ケ丘、親王塚▶30日　大原、松ノ内、船戸、楠、上宮川、業平▶5月14日　清水、前田、川西、津知、平田、平田北浜芦屋、松浜▶21日　伊勢、竹園、呉川、茶屋、宮塚、精道、宮川、大桝、公光▶28日　大東、南宮、春日、打出浜、西蔵、若宮、小槌の各町です。

老人・障害者医療費の手続はお早く

四月一日から七十歳以上のご老人（ただし、本人の所得が百万円を越える場合および社会保険の本人を除く。）および六十五歳の寝たきりのご老人並びに一級から三級までの身体障害者（児）、IQ25以下の精神薄弱者（児）に対する医療費の助成制度（健康保険の自己負担分を市が助成）を発足させました。

手続きについては、従来の老人医療と同じく、医療証をお医者さんの窓口で提示すれば無料でみてもらえます。

該当の方には、すでにご通知しておりますが、手続きのまだの方は、早めに福祉事務所までどうぞ。

打出保育所分園がオープン

私立「はこぶね保育園」の廃園に伴い、その園児を受け入れて保護者のかたがたにご安心いただくとともに、保育行政の水準低下をきたさないよう急拠打出保育所の分園を建設し、今月十五日から開園しました。場所は打出保育所の近くの宮塚町で、打出保育所の共同運営とします。

この分園には打出保育所およびはこぶね保育園に入園していた四～五才児を、打出保育所には三才児以下の児童を収容しています。

なお、この施設は、応急施設のため、近い将来保育所の新設によって解消する予定です。

市内の官公署

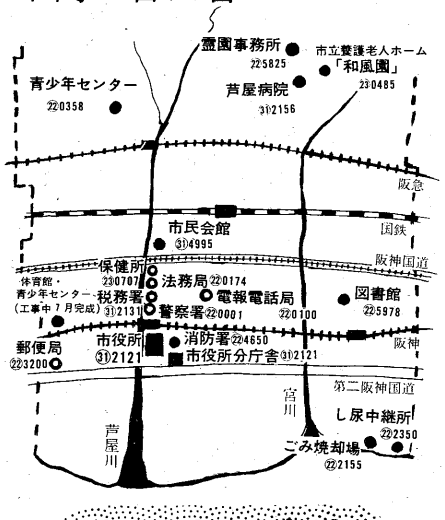

市の窓口案内

4月から市役所の組織が変わりました。そこで、市民のみなさんに関係の深い窓口を中心に市役所の窓口の案内を特集しました。また、新しく市民になられた人のために、市内の官公署の一覧もまとめてみました。

市役所各階の案内

4階	市議会事務局 選挙管理委員会事務局
3階	監査委員事務局 建設総務課…▷市営住宅の申込み ▷道路、河川、公園等の占用使用申請 ▷建築確認申請 ▷住居表示の証明 都市整備課…▷海浜埋立のこと 道路課…▷道路、側溝、公益灯の維持管理 公園緑地課 下水道総務課…▷下水道受益者負担金、下水道使用料 ▷下水道排水設備築造資金の貸付 下水道工事課
2階	秘書室…▷市長、助役面会の窓口 人事課…▷職員、臨時職員の採用 用地管財課…▷市有財産の管理
1階	右図のとおり
地下1階	水道部 総務課…▷水道料金 ▷水道栓の開閉 工務課…▷水道施設の維持管理 ▷赤い水の問合せ ▷断水の問合せ

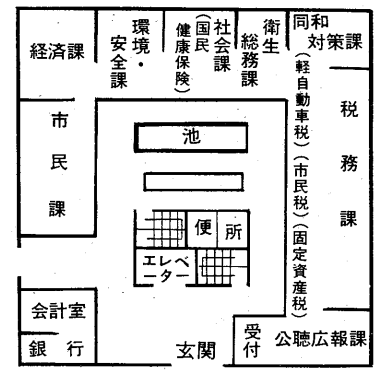

分庁舎

【福祉事務所】

▽老人医療給付、老人ホーム、老人いこいの家、老人クラブ▽身体障害者（児）、精神薄弱者（児）▽保育所▽生活保護▽母子世帯▽民主・児童委員のこと　以上　福祉課

▽国民年金、市民福祉年金、児童手当、県民養老金のこと　以上　社会課

▽社会福祉団体のこと▽心配ごと相談、身障相談、精薄相談、母子相談、結婚相談▽善意銀行▽老人大学、各種教養講座　以上　二階の福祉センター

市民交通災害共済、交通安全、環境保全のこと▼ねずみ・害虫等の駆除、畜犬登録▼狂犬病の注射▶中小企業融資、労働相談、観光案内、消費者行政のこと▶戸籍謄抄本、住民票の写出生届、婚姻届、死亡届転出届、印鑑の登録と証明、母子手帳の交付、自動車の臨時運行許可など

税金、保険料、水道料▲下水道使用料、下水道受益者負担金などの払込み

庁内の案内▲各種の相談苦情・要望の受付、広報あしやのこと

【教育委員会】

▽学校のこと▽史跡、文化財のこと▽教育相談

◇市民グランド、各種スポーツ教室の申込み、問合せは、西山町52　青少年センター内　体育青少年課　電話㉒〇三五八番へ。

【健康センター】

▽予防接種▽成人病検診、結核検診、胃の集団検診▽預血、献血▽健康相談

出先事務所

▽ごみの収集…環境衛生第一課　南宮町18—17　電話㉒二二五五

▽し尿の収集…環境衛生第二課　大東町16—16　電話㉒二三五〇

▽浄化槽の清掃…右に同じ

▽霊園への問合せ…霊園事務所　朝日ケ丘町350　電話㉒五八二五

青少年センター

市教委体育青少年課

六月まで西山町52　電話㉒〇三五八。七月に川西町15—3へ移転。

▽青少年団体、体育団体のこと▽少年補導所、少年相談▽みどり学級▽野外活動センター、ユースホステル、市民グラウンド、市民プール、市民テニスコート▽各種スポーツ教室、スポーツ同好会